



介護保険サービスの種類は？ -その2-

今回は、前回に引き続き「介護保険サービスの種類」についてお知らせします。介護保険施設に入所して利用する「施設サービス」。住み慣れた地域での生活を続けながら利用できる「地域密着型サービス」。介護保険サービスを必要な時に利用できるようにしておくことも大切です。でも、健康が一番！ 日常生活を送る中で、介護予防に取り組みましょう！

施設サービス

生活全般の介護が必要な人が利用する施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。原則として要介護3～5の人が対象です。
在宅復帰を目指す人が利用する施設	介護老人保健施設(老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。
長期的な療養が必要な人が入所する施設	介護療養型医療施設(療養病床等)	療養病床等のある病院または診療所で、長期的な療養を必要とする人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。
長期療養と介護を一体的に受けられる施設	介護医療院 ※平成30年4月創設	長期療養のため、医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。
施設を利用したサービスの費用について 施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1～3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。 ※居住費等、食費が軽減される場合があります。 低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないように、申請して認められた場合は、居住費等、食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は、介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。詳しくは、介護保険係までお尋ねください。		

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として、益城町のサービスのみ利用できます。

認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。※要支援1の人は利用できません。
日中通して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス	地域密着型通所介護 定員が18人以下の小規模な通所介護で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。	認知症対応型通所介護 認知症の人を対象にした通所介護で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊サービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。※このサービスを利用している間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の在宅サービス、その他の地域密着型サービスは利用できません。

前回から2回にわたり、介護サービスについて紹介させていただきました。似たようなサービス名や複雑な仕組みで、分かりづらいかと思います。困ったら、地域包括支援センター「こころねっと」または、介護保険係までお尋ねください。

また、昨年10月から「地域サロン」に出向き、「介護保険料について」や「簡単な介護予防体操の紹介」をさせていただきます。その時にお尋ねいただければと思います。次回は、「介護保険給付制限について」を
 閩福祉課 介護保険係 ☎ 286 - 3114